

税金の滞納処分を強化しています！

12月は県下統一滞納整理推進月間です。

町では、みなさまに納めていただいている税金を主な財源に、
福祉や教育などのサービスを提供しています。

滞納は、財源不足と税の不公平感を生みだします。
県と町は協力し、滞納処分を強化してその解消に取り組みます。



滞納処分の流れ

① 納期限を過ぎる

- * 納期限を過ぎると延滞金も納めることになります。
- * 延滞金は、納期限の翌日から計算されます。
- * 平成29年度の延滞金の利率は、最初の1か月は年利2・7%、それを過ぎると年利9・0%になります。
- * 延滞金は、1,000円を超えた時点から納めることがあります。

② 督促状の発送

- * 納期限を過ぎた後、20日以内に督促状を発送し、その後10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差押えをしなければならないとされています。

③ 財産調査

- * 照会先は法務局、勤務先、取引先、金融機関、保険会社等です。
- * 法律に基づき本人への事前了承を必要とせずに実施されます。

④ 差押え

- * 財産調査で明らかになつた預貯金、不動産など様々な財産が差押えられます。
- * 預貯金は、差押えられた金額分を引き出せなくなります。

A 滞納すると、国税徴収法に基づき、徴税吏員にはすべての財産に対する調査権限が発生します。

この権限により、調査を受ける金融機関や滞納者の勤務先、取引先は調査に協力しなければなりません。

Q 事前連絡や承諾なしに財産が差し押さえられました。こんなことが許されるのですか？

A 地方税法の規定により、平成29年度の延滞金は基本的に年9・0%の割合で計算されます。

Q 事前連絡や承諾なしに財産が差し押さえられました。こんなことが許されるのですか？

A 国税徴収法では、納期限を過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の「差押えをしなければならない」とされています。

⑤ 換価(現金化)・取立

- * 差押え財産をお金に換え、滞納分に充当します。
- * 捜索によって取り立てた動産をインターネット公売等で売却し、代金を税金に充当します。
- * 預貯金や生命保険がある場合、銀行や保険会社に対して取り立てます。

A 滞納に多い少ないはありません。小額であっても滞納に変わりはありませんので、財産調査を行います。

Q 滞納額が小額だから差し押さえられることはありませんよね？

A 南えちせん 2017年12月号

問合せ 町民税務課 TEL47-8014

福井県総務部税務課納税推進室
TEL0776-20-10515